

郵便物の送付先変更について

(医療課【施設基準担当】への直接送付のお願い)

平素より社会保険医療の適正かつ円滑な運営につきまして、格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、施設基準等の取扱いの効率化を図るため、四国厚生支局に郵送される届出書について、以下のとおり種類別に送付先を変更いたします。令和8年4月以降に届出書を郵送される際は、次の表をご確認のうえ郵送いただきますようお願いいたします。

なお、指導監査課及び各県事務所へ直接持参により届出することも引き続き可能です。

		医療課（施設基準担当）へ郵送	引続き指導監査課各県事務所へ郵送
①	保険医療機関・保険薬局の指定及び届出事項変更等に関する申請・届出		○
②	保険医・保険薬剤師の登録等に関する申請・届出		○
③	医科・歯科・薬局の施設基準の届出等	○	
④	指定訪問看護事業者の指定・変更・休廃止の届出	○	
⑤	訪問看護ステーションの基準の届出	○	

(上記、③④⑤の新たな郵送先はこちら)

〒760-0019

住 所：香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 南館5階

電 話：087-851-9585

提出先：四国厚生支局 医療課（施設基準担当） 宛

アクセス

申請・届出等の手続案内

業務内容

四国厚生支局について

調達情報

↑ [四国厚生支局](#) > [申請・届出等の手続案内](#) > [施設基準の届出等](#) > [基本診療料の届出一覧（令和6年度改定）](#)

更新日：2026年2月27日

基本診療料の届出一覧（令和6年度改定）

重要なお知らせ

- 「郵送」によりご提出いただきますようご協力お願いします。なお、郵送によりご提出される場合で、その届出が当局に到着したか確認したい場合は、配送状況を追跡することができるサービス（簡易書留等）を利用する等の方法によりご確認ください。電話による照会には対応いたしかねます。
- これまで施設基準等の届出受理後に各保険医療機関・薬局へ受理通知を送付しておりましたが、令和7年8月算定分から受理通知に代えて[施設基準等の受理状況](#)のページからご確認くださいこととなりました。
- この度、施設基準等の取扱いの効率化を図るため、四国厚生支局に郵送される届出書について、種類別に送付先を変更いたします。令和8年4月以降に届出書を郵送される際は、[PDF](#) [こちらの表 \[79KB\]](#) [☐](#) をご確認くださいませようお願いいたします。なお、指導監査課及び各県事務所へ直接持参により届出することも引き続き可能です。new!